

香川県外から移住するみなさまへ

家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を補助します

丸亀市では、香川県外から本市に移住する方の住宅の賃借に要する費用の一部を補助することで、本市への移住・定住の促進を図っています。

令和5年4月1日以降に転入された方は、本補助制度の対象にはなりません。

対象となる方

～以下の条件をすべて満たす方～

- 本市への転入前、香川県外で3年以上居住していた方
- 転入後1年以上経過しており、かつ申請時に丸亀市内に居住している方
- 移住に際し、新たに民間賃貸住宅の契約(本人名義)を締結し、家賃等を負担している方
- 申請者が属する世帯の構成員(当該申請者及びその方と生計を一にする親族。以下「世帯構成員」)が、県税及び市税の納付すべき金銭を完納していること
- 転勤や就学その他一時的な居住でないこと
- 複数世帯であること
- 公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅に居住していないこと
- 三親等以内の親族所有の住宅等に居住していないこと
- 世帯構成員が生活保護法に規定する保護または公的家賃補助を受けていないこと
- 世帯構成員に、暴力団等の反社会的勢力の構成員がいないこと
- 世帯構成員が、過去に本制度による補助金の交付を受けていないこと
- 日本国籍、または日本国の永住権を有していること

補助額

① 家賃補助金

対象となる月額は、

「賃借料(管理費、共益費及び駐車場料金を除く。)ー住宅手当」×2分の1

- ・1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額で、2万円を上限とします。
- ・転入した日の属する月の翌月から起算して24ヶ月のうち連続する12ヶ月分までを対象とします。

② 初期費用補助金

初期費用とは、礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料です。

賃貸借契約に関して要した初期費用の合計額×2分の1

- ・1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額で、6万円を上限とします。
- ・1回に限り対象とします。ただし、県外から丸亀市に移住した月の翌月から起算して24ヶ月までに申請した場合に限ります。

申請手続きの流れ

①交付申請（実績報告）⇒審査・交付確定⇒②交付請求⇒入金

- ・申請者にしていただくことは、で囲んでいる①交付申請と②交付請求です。
- ・申請額が予算額に達した場合は受付を終了します。

【申請受付期間】令和6年4月1日～令和7年1月31日（2・3月は申請不可）

【対象となる転入期間】令和4年4月～令和5年3月の転入

※申請できる期間は、転入後1年経過～転入の翌月から数えて24ヶ月目の年度の1月末です。令和5年度に転入された方は、補助対象になりません。

【例】令和4年4月1日に転入した場合

家賃補助対象期間：令和4年5月～令和6年4月（下図色付部）のうち連続する12ヶ月間

申請できる期間：令和6年4月～令和7年1月（下図太枠部）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	転入											
令和5年度												
令和6年度												

《24ヶ月経過》ここまでに申請しないと
初期費用は対象になりません

申請締切

提出書類

①交付申請

- 様式第1号（交付申請書兼実績報告書）
- 様式第2号（誓約書）
- 転入前3年間に丸亀市に居住していないことを証明する書類（戸籍の附票や前住所地の住民票の除票など）
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 民間賃貸住宅の契約に関して要した初期費用の額及びその内容がわかる資料
- 家賃や初期費用の支払が完了したことを証明する書類の写し
- 事業所等から支給された住宅手当の額に分かる書類
- 県税に滞納が無いことを証明する書類（成人以上の世帯構成員全員）
- アンケート

②交付請求

- 様式第5号（精算払請求書）

※ 様式は政策課窓口で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。

※ 申請書類はメールでの提出も可能です。

問い合わせ先 丸亀市市長公室政策課（丸亀市役所4階）

電話 0877-24-8839 E-mail: seisaku-k@city.marugame.lg.jp